

※受理年月日	令和 8 年 4 月 21 日
※受理番号	165-26
※備考	

変更届出書

令和8年4月21日

福岡市長 様

株式会社レーサム
 代表取締役 小町 剛
 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名スクエア
 福岡市中央区大名一丁目248番 ほか2筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻 ; 午前9時 閉店時刻 ; 午後11時
 (変更後) 24時間

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
駐車場No.1	午前8時45分～午後11時15分	24時間

※提携駐車場の駐車可能時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場No.2	24時間
駐車場No.3	24時間
駐車場No.4	午前8時00分～午後10時00分
駐車場No.5	午前7時00分～午後11時00分

3 変更する年月日

令和8年6月1日

4 変更する理由

テナント入れ替えのため

